

5 - (5)

肢体不自由のある児童生徒の交流及び共同学習の事例（特別支援学級）

（その1）

～小学校から中学校へと進学した特別支援学級に在籍する

Aさんの移行支援及び学習内容の変更・調整を中心に～

B市C中学校の取組

<本事例報告の概要>

Aさんは、平成24年度現在、B市立C中学校1年生、英語と数学が得意でパソコンで絵を描くことが好きな女子生徒である。B市立D小学校1年生の時に交通事故にあい、第二頸椎を損傷。学校生活は車いすで過ごし、常時人工呼吸器を使用している。首から下は自分の意思では動かすことができず、健康面でも多くの配慮が必要であるが、知的な障害はない。特別支援学級に籍を置いているが、1時間目と4時間目以外は通常の学級でほとんどの授業を友達と一緒に受け（交流及び共同学習）、当該学年の教科内容を学習している。C中学校では、昨年までのD小学校での取組を引き継ぎ、さらに新たな課題に対応しつつ、Aさんの学校における学習や生活を支えている。この報告では、小学校から中学校へと進学したAさんの移行支援と、学習内容の変更・調整を中心に、それらの支援を可能にしている学校や地域の支援チームの取組について紹介する。

1. 対象生徒について

Aさんは平成24年度現在、B市立C中学校1年生（特別支援学級在籍）、英語と数学が得意でパソコンで絵を描くことが好きな女子生徒である。B市立D小学校1年生の時に交通事故によって第二頸椎を損傷、首から下の運動障害、感覚障害、膀胱直腸障害、自律神経障害、呼吸筋麻痺（まひ）などの症状があり、首から下は自分の意思で動かすことができない。学校生活は車いすで過ごし、常時人工呼吸器を使用している。身体的な障害は重度であり、健康面でも多くの配慮が必要であるが、知的な障害はない。特別支援学級に籍を置いているが、1時間目と4時間目以外は通常の学級でほとんどの授業を友達と一緒に受け（交流及び共同学習）、当該学年の教科内容を学習している。気管切開をしているが、人工呼吸器の呼気に合わせて発声ができるようになり、音声によるコミュニケーションが可能である。学習には、Aさんの鼻先の動きで操作できるよう入力方法をカスタマイズしたパソコンを用いている。多くの教科の成績は学年で常にトップクラスに入る。学校行事や通常の学級での様々な校外活動にも積極的に参加している。身体面の介助や健康面のケア（車椅子での移動、体位変換、吸引、褥瘡のケア、トイレ、食事等）については、付き添いのヘルパー(※)が行っている。

(※保護者が契約し派遣している。教育委員会等が採用する支援員・介助員ではない。)

2. 対象生徒（児童）の中学校（小学校）における基礎的環境整備の状況

(1) ネットワークの形成と専門性のある指導体制の確保【※基礎（1）】

B市の保健師がコーディネーターとして中心になり、両親、福祉、医療、学校関係者、

教育委員会関係者、支援機器担当業者が年2回の支援会議を実施し、チームでAさんと家族のニーズに応じたサポートを行っている。この支援チームは、Aさんが小1で事故にあい、市外の大きな病院からB市の自宅に戻ってきた時に作られた。支援会議を通じて、保健師、看護師、PT、ヘルパー、支援機器担当業者、教育委員会関係者、小学校関係者、中学校関係者、近隣の特別支援学校（肢体不自由）の地域支援担当者等の連携が行われ、専門性のあるサポート体制が確保されている。支援会議以外でも、保護者が何か相談したいときにコーディネーターである保健師に連絡すると、保健師が関係箇所やチームのメンバーに連絡を取って必要な調整を行う等、Aさんとその家族が、教育、福祉、医療のサービスを受けながら、安心して生活できるサポートを検討・提供する要となっている。

学校レベルでは、小学校・中学校とも、校長先生のリーダーシップのもと、Aさんに必要な支援について学校のスタッフ全員で確認・共有し、連携する体制が作られている。必要に応じて会議等を持つほか、日常レベルでの情報共有や連携ができています。

（2）教材の確保【※基礎（4）】

B市の教育委員会は、学校からの申請に応じて、Aさんが学校での学習に用いる機器（パソコン、本のページめくり機）や、デジタル教材を購入している。

（3）施設設備の整備【※基礎（5）】

C中学校には7～8年前に車いすを使用する生徒のためにエレベーターが設置されており、Aさんはそれを活用することができた。また、特別支援学級内でAさんが横になるためのベッドやベッド用カーテン等は、D小学校在籍時に市が購入したものを、中学校でも引き続き使用している。B市の教育委員会は、学校からの申請に応じて、Aさんが小学校から中学校に進学するにあたって必要なバリアフリー化等の環境整備を行うための予算を確保した。必要な環境整備の評価にあたっては、本人や支援チームが関わっている（ここでは基礎的環境整備として、市による予算確保、施設設備の整備に係る支援チームの役割を挙げた。具体的内容は合理的配慮として記述する。）。

（4）専門性のある教員・支援員等の人的配置【※基礎（6）】

B市は、D小学校・C中学校ともに、Aさんの教育的ニーズに対応するために肢体不自由特別支援学級を設置し、担当教員を配置した。現在の特別支援学級担任（以後「特学担任」と表記）は、特別支援学級を受け持つのは初めてで、もともと特別支援教育に関する専門性を持っていたわけではない。特学担任は小学校からの引継ぎや肢体不自由の特別支援学校からの地域支援によって専門的な知識を取り入れ、Aさんとの関わりの中で実践的に学びながら指導を行っている。

C中学校にはB市から支援員が配置されているが、C中学校では、この支援員の役割を、障害のある生徒の支援だけに限定していない。支援員は通常の学級における授業で、必要な生徒に支援を行ったり、異なる教科を教える教員同士が学級全体の生徒の学習の様子を共有するための記録をつけたりする仕事を行っている。

(5) 教員の専門性向上の取組

B市では市内の小・中学校全てにおいて、児童生徒の学校生活意欲と学級満足度に関する心理検査である Q-U (Questionnaire-Utilities、以後 Q-U と表示) を年2回実施する予算を計上しており、併せて、市内全ての教員対象に Q-U の研修を行う等、特別支援教育を含めた教育全体の教員の専門性を高める取組を行っている。C中学校では、Q-U の結果を、生徒の学習や生徒指導や学級経営に役立てている。

3. 対象生徒（児童）への合理的配慮の実際

(1) 学習上又は生活上の困難さを改善・克服するための配慮【※合理(1)－1－1】

Aさんの通常の学級における学習では、車いすのテーブルの前に、教科書をスタンドで取り付け、その横にノートパソコンを配置。特学担任は横に付き、Aさんの教材の準備や直接の支援を行っている。小学校段階より、入力方法をカスタマイズした(Aさんの鼻先につけた反射板の動きをパソコンのカメラが読み取って操作)パソコンを使えるよう指導し、現在ではワープロ入力、描画機能を使った入力(漢字の書き取り、デザイン画を描く、等)の双方を使いこなしている。特学担任は、学習内容に応じて、パソコン、書見台、作業台をセットし、見やすい位置や操作しやすい位置に調整している。

学習上又は生活上の困難さを改善・克服するための配慮の中には、Aさんの成長や発達、また、学習環境の変化によって、行われなくなるものもある。



写真1 社会 パソコンと書見台を用いた学習の様子。
隣で特別支援学級担任が、Aさんのニーズに応じた学習上の配慮や学習内容の変更・調整等を行っている。

小学校段階では、挙手をするのが困難なため、発表したいときは挙手の代わりに赤く点灯するライトをこめかみで押して、通常の学級の教師に知らせる方法を用いていたが、中学校における授業スタイルは「教師に指名されて答える」場面がほとんどのため、使用しなくなった。また、小学校段階では大きな声を出すのが難しかったため、授業の中での発表の際にマイクを用いていたが、呼気のコントロールをして大きな声を出すことが上手になったため、現在ではマイク無しで発表している。同様に、小学校の時、給食後の掃除の

時間にはAさんは特別支援学級で読書をすることにしており、その際に本のページめくり機を用いていた。中学校では掃除の時間が一日の日課の最後になり帰宅するようになったため、本のページめくり機を使う機会が無くなった。現在は家庭学習で活用している。



写真2 英語 友達とのペア学習。友だちが読み上げた英単語の意味をAさんが口頭で答えている。



写真3 Aさんがパソコンで描画ソフトを用いて描いた絵。校外の作品展に応募するほか、特別支援学級内にコーナーを設けて展示している。

(2) 学習内容の変更・調整【※合理(1)－1－2】

Aさんの教育的ニーズに対応する学習内容の変更・調整のポイントは、現在大きく5点ある。それぞれについて具体的内容を以下に記述する。なお、中学校においては教科担任制であるため、これらの学習内容の変更・調整については、それぞれの教科担当教員との話し合いの上、確認・共有を行っており、これも特学担任の大きな役割である。

①日課の調整と学習内容の保障

Aさんは、体調調整のため朝は1時間遅く登校している。小学校の時はPT等の訓練のため週2日は5時間で下校していたが、中学校では6時間目まで授業に出てから訓練に行くようになっている。これは、Aさんに体力がついたこと、また、Aさん自身が友達と一緒に勉強したいという意向が強くなったためである。また、小学校段階では、健康に関す

るケア（ヘルパーによるトイレ、吸引、褥瘡（じょくそう）のケア等）にかかる時間を、あらかじめ考慮しながら時間割を調整していた。中学生になってからは、褥瘡の進行に伴い、医師の指示で、4時間目は特別支援学級のベッドで横になって個別学習を行っている。通常の学級に不在の時間の学習内容については、4時間目の個別学習、体育の実技の時間等で補習を行って保障するようにしている。



写真4 褥瘡（じょくそう）の進行に伴い、4時間目の特別支援学級での学習はベッドで横になって行っている。

②操作が必要な場面の代替方法

家庭科の調理実習、美術の作品制作、国語の辞書での意味調べなど、操作の必要な場面は、Aさんが口頭で特学担任に伝え、特学担任ほか、Aさんの側で支援する担当教員がそれを実行する。また、ワークシート、プリント、小テストなどについても、Aさんが口頭で言った内容をAさんの側で支援する担当教員が記述する。例えば、実地調査では、英語の単語小テストで、Aさんがアルファベットで答えたとおりに、特学担任が用紙に代筆する様子が観察された。

③事前のパソコンへの入力

Aさんのパソコン入力の負担を軽減するために、また、Aさんがパソコンで学習できるように、特学担任が授業の前にあらかじめパソコンに入力を行う場合がある。例えば、小学校の時は算数ドリルの問題や宿題の問題を特学担任があらかじめパソコンに入力しておく、中学校の社会では、教科担任からあらかじめワークシートをデータでもらっておいて授業中にAさんがパソコンで書き込む等の配慮を行っている。

④Aさんのニーズに応じた学習内容の精選

基本的に通常の学級の学習と同じ内容を同じ進度で進めているが、理解が進んでいる箇所については、特学担任の判断で学習内容の精選を行ったり、学習を先に進めたりしている。例えば、Aさんにとってすでに理解している簡単な問題については省略し、課題となるレベルの問題を特学担任が抽出する等の配慮をしている。個別学習の4時間目は、特学担任の専門である数学の授業を行うことが多いが、Aさんの理解や学習進度は速い。Aさんからの質問があれば、上の学年の内容を教えることもある。

⑤ テストの際の配慮

中学校に進学してからの大きな変化に、中間・期末テストがあること、教科担任制になることがある。中間・期末テストでは、各教科担任にパソコンのフォルダにあらかじめ問題を入れてもらい、それをAさんがパソコンで操作できるよう特学担任が確認・調整して、試験に臨んでいる。テスト時間の延長については、小学校段階でパソコン操作に慣れない時期には行っていたが、現在では通常の学級の友達と同じ時間内で解答できるようになっている。

(3) 学習機会や体験の確保【※合理(1)－2－2】

同学年の通常の学級の仲間と同じ学習内容を共に学習することを、小学校、中学校と継続して行っており、行事等にも積極的に参加している。小学校の時は、運動会の100メートル走で、Aさんは電動車いすを使用して20メートルほど走った。遠足には車いす対応のバスを借りて友達と一緒に参加した。Aさんはいろいろな活動や行事に参加の希望が強いので、様々な行事で計画段階からAさんの参加の仕方が考慮されている。調査時点では、B市の教育委員会が、中学2年生で実施予定の修学旅行に向けて、車椅子で移動できる車や保護者の付き添い等を予算化しているとのことであった。

係活動等も、通常の学級の友達と一緒にしている。小学校6年生の時の係活動は新聞係で、仲のよい友達と一緒に、パソコンで紙面を作成していた。また、放送係としてお昼の放送や運動会でのアナウンスを担当するなど、学校全体の係活動も行っており、中学校でも継続している。

保護者の話では、中学生になって、周りの生徒たちが小学校時代のように休み時間に外に出ることが少なくなったので、休み時間等、友達と一緒に過ごす機会が増えたとのことである。また、通常の学級における授業場面で、Aさんの隣で学習支援をする担当教員は、小学校の時は特学担任のみであったが、中学校になって、特学担任を中心に4名で交代して行うことになった。異なる教員とコミュニケーションを取りながら学習することも、Aさんの教育的な課題ととらえている。

(4) 心理面・健康面の配慮【※合理(1)－2－3】

健康に関する事項(吸引、姿勢変換等)の実施は付き添いのヘルパーが行っており、吸引が必要なときは、Aさんが知らせる。特学担任は、様子の観察や本人の意向の確認を行っている(休み時間に、特別支援学級で横になるか尋ねる等)。休み時間、教室にそのまま残るときも、ヘルパーが教室に様子を見に来てくれる。4時間目や昼休みには、車いすから降りてベッドに横になり、体を伸ばす。

Aさんは体温調節に困難があるため、夏季に気温が30度を超えるとすぐに熱が体内にこもり、体温が上昇する。通常の学級での学習の際は、扇風機をつけたり、首に保冷剤を当てて冷やしたりしている(保冷剤は職員室の冷蔵庫で備蓄)。小学校の時は、必要なときにはエアコンのある特別支援学級に移動して学習していたが、中学校に進学した今年、暑さの厳しい夏の時期にもAさんは通常の学級で学習することを希望した。「パソコンの入力は疲れるし暑い」というAさんと特学担任が相談して、パソコンはほとんど使わずに通常の

学級で学習した。冬場、気温が低く乾燥しすぎると体調が悪くなるため、加湿器を使用する、毛布で保温する、できるだけ日光を浴びるなどを心掛けている。また、インフルエンザなどの感染症にかからないよう、クラスに一人でも感染者が出たら別室での学習を行うことにしている。

給食はヘルパーの介助で食べている。小学校の時は特別支援学級で食べていたが、中学校に入ってから教室で食べるようになった。通常の学級の生徒とヘルパーも親しい関係を築いている。

(5) 専門性のある指導体制と移行支援【※合理(2)－1】

前述したように、B市の保健師がコーディネーターとして中心になり、両親、福祉、医療、学校関係者、支援機器担当業者が年2回の支援会議を実施し、チームでAさんと家族のニーズに応じたサポートを行っている。AさんがC中学校に進学する準備は、この会議をベースに2年前から開始された。D小学校5年生の時から、C中学校の校長や養護教諭が会議に参加して、Aさんの移行支援に関する検討を行った。中学校の教員が、小学校のAさんの学習の様子を見に行つて必要な支援を確認したり、Aさんが中学校に体験入学したりする試みも計画的に行つた。Aさんは中1であるが、高等学校の志望校がほぼ決定し、既に進学準備を始めている(志望する高校からの校長の見学、入試にあたっての配慮等の検討など)。

(6) 校内環境のバリアフリー化【※合理(3)－1】

C中学校では特別支援学級、通常の学級共に2階にあり、既に設置されていたエレベーターで2階に上がれば、同フロアで移動ができる。Aさんを中学校に迎えるにあたって、前年度に、雨が降ったときにぬれずに校舎に入れる車寄せ用のスロープの拡張、玄関スロープ、体育の時に校庭が見える場所で見学できる小部屋などの校内環境の整備を行った。



写真5 導線を考慮して設置した玄関のスロープ

施設設備の設計にあたっては、Aさんの保護者が送迎する車の幅に合わせてスロープの幅を決めたり、Aさんに今後使用する可能性のある電動車いすに乗って実際に中学校の校舎内を移動してもらったりした。Aさんに関与する医療・福祉関係のスタッフがその様子を評価し、結果が施設設備の設計に反映されている。



写真6 保護者の車幅に合わせて継ぎ足した車寄せ用スロープ

(7) 災害時の支援体制の整備【※合理(2)－3】

D小学校では特別支援学級は1階だったため、手作りのスロープで段差を解消し、車いすですぐに校庭に出られるよう整備した。C中学校においては、Aさんの学年で災害時を想定した訓練を実際に行い、Aさんへの対応について写真入りのマニュアルを作成した。このマニュアルは全校教員に配布され、確認されている。

(8) 発達、障害の状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮

【※合理(3)－2】

C中学校では、特別支援学級において、Aさんの個別の学習を行うほか、同教室をAさんの姿勢変換、吸引などの医療的ケアを行う場所、休息スペース、暑さの避難場所として活用している、また、通常の学級では、学習する際に出入りしやすく支援のしやすい座席の工夫、車いすで使用できる机や作業台等の設備を行っている。さらに体育祭、遠足など行事の際には、テント等の休憩所の設置の他、身体面、健康面に配慮した施設、設備の確保をしている。

4. 取組の成果と課題

関係者への聞き取りや授業場面の観察から得られた情報から、本事例で見られる成果について次の(1)を、今後の課題として(2)～(3)の3点を挙げる。

(1) 学習面、社会性の面での成果

Aさんは、身体的に重度な障害があり、健康面でも多くの配慮が必要であるが、必要な合理的配慮が得られていることによって、学習面では、他の同学年の友達とほぼ同じ内容を学習し身につけることができている。D小学校からC中学校に進学してからも、成績は常に学年トップクラスで、Aさん自身の学習意欲も非常に高い。

社会性の面では、C中学校では2つの小学校からの生徒が一緒になったが、D小学校時代に培った良好な人間関係が、そのままC中学校でも継続、発展している様子がうかがえ

た。D小学校時代からの親友もいて、移動の時にAさんの車いすを押してくれたり、隣の特別支援学級で休憩する際にベッドサイドでおしゃべりしたり等、自然に関わっている。通常の学級のグループ学習やペア学習の際、友達とAさんとが自然に会話したり、Aさんがプリントを見やすいようにさりげなく位置を替えてくれたりする等、通常の学級の友だちが、Aさんを当たり前のようにクラスの一員として意識していることが見て取れた。「Aさんがいることで子どもたちが優しくなる」との通常の学級の担任のコメントもあった。

これらの状況からは、重度の運動障害や健康障害にかかわらず、学習面・社会性の面で、Aさんの持つ力に応じた望ましい教育の成果がほぼ上げられている、といえるであろう。また、周りの友達の共生の意識や社会性の発達にとっても、Aさんの存在がプラスに影響している様子がうかがえる。上述した基礎的環境整備と合理的配慮の取組は、これらの教育の成果に大きく貢献していると思われる。

(2) 学習内容のさらなる精選についての課題

今後の検討課題と思われる事項として、Aさんの学習内容の精選の課題がある。Aさんは、漢字の書き取り、英単語練習等を、家庭学習として、毎日1時間半くらい時間をかけてパソコンで行っているという。Aさん自身に話を聞いたところ「それほど時間をかけなくても、漢字や英単語は見ることで覚えることができる」ということだった。Aさんの真面目な性格から、他の友だちと同じような内容の家庭学習を行うことに時間をかけていると思われるが、「長時間のパソコン操作は疲れる」というコメントが、特学担任や保護者からあった。自主学習としてAさんの状況に合わせて内容を精選するとしたらどのような基準で行うべきか、検討が必要と思われる。

(3) 同様の障害のある仲間との交流の必要性

Aさんの保護者は、年齢が上がるにつれ、同じような障害を持つ人との交流の必要性を感じている。Aさんと同じような運動障害がありパソコンで描画やデザインをする人との絵画展での交流や、福祉交流プラザの催しなどで、Aさんにとって役に立つ新たな情報を知る機会が増えてきている、という。Aさんが同じような障害のある仲間と交流することによって、通常の小学校、中学校にいて得られない情報が得られること、Aさんの心理的な支えになる可能性があること、等が予想され、そのような機会を保障していくことが望まれる。

(4) 今後の自立に向けた支援の課題

前述した、保護者・福祉・医療・教育等、Aさんに関わるスタッフが集まる支援会議は、Aさんの教育や生活を支え重要な役割を果たしているが、Aさんがこの支援会議に参加することはこれまでなかった。保護者は、いずれAさん自身が参加して、支援チームに自分の考えを伝えることができるようになれば、と考えている。また、保護者は、「Aさんが電動車いすを自分で操作できるにもかかわらず、今のところあまり乗りたがらない」ということを少し心配しているが、Aさんの意思を尊重し温かく見守っている様子であった。学校教育修了後も視野に入れて、Aさんの自立や将来の生活に向けて、どのような支援や関わりを行うかが課題となるであろう。

なお、今回の聞き取り調査の中で、上述の「同様の障害のある仲間との交流の必要性」「今後の自立に向けた支援の課題」については、「特別支援学校（肢体不自由）がセンター的機

能として、Aさんのケースについて今後どのような専門性が発揮できるか」という問いと絡めて話題となった。今後のAさんの教育に関して、特別支援学校（肢体不自由）の地域支援が果たす役割を明らかにして適切に対応がなされることが期待される。

5. 本事例の考察

本事例で整理した基礎的環境整備・合理的配慮について、研究の立場から考察し、教育委員会や学校現場にとって参考となる知見、及び今後の研究への示唆として、4点について述べる。

(1) この事例では、Aさんが事故によって障害を有することになった当初から、Aさんと家族を支える支援チームの果たす役割がたいへん大きい。Aさんが家族と生活する地域において、福祉、医療、教育、支援機器等、異なる領域のスタッフがチームとなり、成長していくAさんに必要な支援を行うために連携し行動していることが、Aさんの教育のみならず家族の生活を支えており、このことは本事例の大きな特徴である。その中でチームのコーディネーターである保健師の存在は、Aさんの家族にとって大きな安心感につながっている。中教審初中分科会報告では基礎的環境整備としてネットワークの形成が挙げられているが、それが障害のある子どもや家族のニーズを中心として機能するネットワークであるかどうかは鍵であると思われる。

(2) この事例では、Aさんに知的障害が無いため、「重度の運動障害及び健康面の対応として、何を行えば、通常の学級で友だちとできるだけ同じ学習内容を学ぶことができるか」という視点で合理的配慮を整理してきた。特に、学習内容の変更・調整の視点、移行支援の方法、成長と共に変化する支援の在り方など、教育委員会や学校現場で参考となると思われる知見が数多くあった。今後の研究への示唆として、例えば「通常の学級で学ぶ多様な教育的ニーズのある子どもの合理的配慮として、何を考慮しなければならないか」という観点で、見落としがないように必要な視点をチェック項目として整理することについて検討する必要がある。

(3) 本例は、個別の子どもに対する合理的配慮が成立するためには、小学校や中学校における学校運営、学級経営などが安定していること、特別支援教育の専門性のみならず、通常の教育の専門性・教員としての専門性の向上や共有と密接にリンクしていることを示唆している。それぞれの専門性の役割の検討が必要であろう。

(4) 小学校・中学校の通常の学級、特別支援学級、特別支援学校のそれぞれが持つべき専門性とその役割を明らかにし、「多様な学びの場」をその子どものニーズに対応してどのように柔軟に組み合わせて活用するのか検討することが課題であろう。特に特別支援学校がセンター的機能としてどのような役割を発揮すべきか実践的に解明していく必要がある。小中学校に在籍する特別なニーズのある子どもや教員への単発の相談で終わるのではなく、長期的に地域の子どもの成長やニーズの変化に応じてどのように支援を提供していくのか、ということは、インクルーシブ教育システムの構築における鍵であると考えられる。

ロフィーで知的障害を有し、主に特別支援学級でニーズに応じた学習を行っている。学校生活では主に車いすを押してもらって移動するが、自分で電動アシスト車いすを操作して移動することもある。衣服の着脱や排泄等については介助が必要である。学習場面では、鉛筆を持ち、数字、ひらがな等、手本を見て同じように書くことに取り組む様子が見られた。Dさんの教育目標としては「一日の流れや場面の状況を理解して見通しを持って生活しよう」「日常的に必要な周辺生活の処理に自分で取り組み、一人でできることを増やしていこう」「自分の思いや要求を、ことばを使って相手に伝えよう」等が掲げられている。通常の学級において交流及び共同学習を行っているのは、朝読書、朝の会、給食、音楽（単元を選んで）である。また、学校・学年で行う行事や共同学習についても、交流及び共同学習を行っている。初めて経験することや集団の場が苦手だが、5年生あたりから、朝の会に参加するため交流学級に一人で楽しそうに出かける様子が見られるようになってきている。卒業後は特別支援学校（肢体不自由）の中学部に進学することになっている。

2. 対象児童の小学校における基礎的環境整備の状況

（1）専門性のある指導体制の整備と専門性の向上【※基礎（2）】

A小学校には特別支援学級（知的障害学級1学級、自閉症・情緒障害学級2学級、肢体不自由学級1学級）の設置がある。通級指導教室（ことばの教室）も設置されており、自校通級が三分の一以上（通級児童50名中A小学校児童は19名）を占めている。

特別支援教育コーディネーターは、教務主任、特別支援学級担任1名、通級指導教室担当者1名の計3名である。校内委員会はこの3名と、校長、教頭、養護教諭で構成している。また、普段の職員会議等でも、通常の学級の気になる子どもについて情報共有する機会を設定している。

教員の専門性向上の機会として、特別支援教育や教育相談に関連した校内研修会を年2回実施している。平成23年度に実施した研修の一つは「通常学級における特別な支援を要する児童への支援のあり方」のテーマで、地元の大学より講師を招いて実施した。内容は、学級づくり、授業づくり、支援を要する子どもの学習保障、保護者との連携等であり、「特別な支援」を通常の学級の教員の専門性として位置づける内容であることがうかがえた。授業研究会も専門性を高める柱である。授業実践グループは、通常の教科2グループ、特別支援学級、通級指導教室の計4グループで構成しており、教員同士がグループを越えてお互いの授業実践を見合う機会も計画的に設定されている。

（2）専門性のある教員・支援員等の人的配置【※基礎（6）】

A小学校は市立であるが、他校の特別支援学級の経験者だけでなく、県立の特別支援学校の経験者が少なくない。特別支援学校の教員免許保有者も比較的多く、専門性を生かす人事配置が行われている。

特別支援学級には児童14名が在籍しているが、担任4名のほか、支援員2名が支援にあたっている。児童が交流及び共同学習として通常の学級で学習するときは、原則として、

特別支援学級担任、又は、支援員が支援にあたっている。

(3) 個別の指導計画の作成【※基礎(3)】

特別支援学級に在籍する児童には、個別の指導計画が作成されており、学習や生活における目標や取組の内容が、保護者と担任間、当該児童にかかわる教員の間で確認されている。目標(めあて)については、保護者や児童自身にとっても意識しやすいわかりやすい言葉で記され、書式一枚に簡潔に書かれたものが共有されている。

個別の指導計画は、特別な支援が必要な通常の学級に在籍する児童についても作成される。A小学校の通常の学級に在籍している児童の中で、専門機関等に相談し診断名が出ている児童は6名だが、学校として特別な教育的支援を要することを情報共有している児童の数は45名(通常の学級在籍児童の21.3%)にもものぼる。そのうちの半数近い20名の児童については、個別の指導計画を作成して支援を行っている、とのことであった。子ども一人一人の支援のニーズについて教員の意識の高い学校であることがうかがえる。

(4) ネットワークの形成【※基礎(1)】

A小学校に在籍する児童が進学予定の近隣の県立特別支援学校(肢体不自由)や、児童が通う療育センターの専門家(P T等)と、児童に関する情報を共有するなどの連携がある。中学校区で連絡協議会があり、その特別支援教育部会において、交流及び共同学習の取組等についての情報交換を行っている。また、6年生は、特別支援学級在籍児童も含め、次年度同じ中学校に通うことになる近隣の小学校の6年生との交流活動を計画的に行っており、児童にとっては進学に向けての準備の場、小学校や中学校の教員にとっては情報共有や移行支援の場となっている、とのことであった。

(5) 施設・設備の整備【※基礎(5)】

A小学校では、数年前に校舎が新築された際に「地域と融合したコミュニティスクール」を目指して、学校施設がユニバーサルデザインを志向して設計された。バリアフリーの室内プールや特別教室は、地域の方にも開放している。すべてのフロアには段差がなく、



写真1 肢体不自由のある児童が利用しやすいように設計された洗面所

車いす用トイレ、エレベーターが設置されている。レバー式の水道、車いすで使いやすい洗面台など、肢体不自由のある児童が使いやすい工夫がなされている。「きれいな学校」は児童にとっても誇りである様子とのこと。ごみを捨てない、きれいに使う等、児童たち自らが進んで実践している。

(6) 個に応じた指導や学びの場の設定による特別な指導【※基礎(7)】

特別支援学級在籍の児童については、個々の児童の実態やニーズに応じて、様々な学びの場や形態が工夫されている。大きくは、主に特別支援学級で学習する児童、主に通常の学級で交流及び共同学習を行う児童の2つに分けられるが、一人一人の児童について、個々の学習目標と合わせて、交流及び共同学習のねらいが設定され、具体的にどの場面で(教科学習、朝の会・給食などの生活場面、様々な行事など)、どのような学習や参加の仕方をするのか、またその際、誰がどのような支援を行うかについて、全教職員で確認がなされている。その他、特別支援学級の合同学習、全校での縦割り班での交流学習など、様々な学習の形態が計画的に設定されている。また、通常の学級の児童についても、児童の実態や学習のニーズによって、通常の学級以外の場所で個別的な指導を行ったり、複数の教員による少人数指導を行ったりしている。

個に応じた指導や学びの場については、個々の児童のニーズや保護者の意向に基づいて柔軟に検討・対応がなされている。入学当初、保護者の意向で通常の学級在籍となった児童のケースでは、保護者と話し合いを重ねながら、1日1～2時間の担任外による個別の指導を行うようになり、年度途中で特別支援学級(知的障害)の在籍に変わったケースもある。在籍は変更になっても、主に通常の学級で支援を受け交流及び共同学習を行う児童の様子に、保護者の安心感は大きいという。

このような個々に応じた学びの場の設定については「児童数、実態、教員数等によって、その年度で最善の方法を考えて取り組んでいる」とのことであった。特別支援学級担任からは「もっと支援員の数がいれば、通常の学級での学習を増やしたい」との声が聞かれた。

A小学校の学校経営では「障害のある子どもだけではなく、外国籍、虐待、家庭不和等によって学習や行動面・心理面で困難を抱えている子どもを含め、すべての子どもに対して、子どもの可能性と学びを支える視点で支援を考えている」とのことであった。

障害の有無に限定することなく、すべての児童一人一人のニーズに校内で対応する工夫の一つに、児童の声を拾う教育相談の取組がある。児童が困ったことや悩みなどがあればそれを書いてポストに入れ、自分が相談したい先生を指定して話ができることになっており、これがいじめ等の早期発見につながったこともある、とのことであった。また、養護教諭によると「この学校では学校不適應の子どもが少ない。保健室に来る子どもも少ない。」という。養護教諭は日頃から校内をこまめに回るようにしており、その際に、子どもたちの方からよく話かけてくるということであった。養護教諭をはじめ、教職員が、通常の学級の児童を含めたすべての児童について、顕著なニーズだけでなく潜在的なニーズに気を配って対応している様子がうかがえた。



写真2 児童が悩み等を書き投函するポスト。希望する教員と相談ができる仕組み。

(7) 交流及び共同学習の推進【※基礎(8)】

前述したように、A小学校においては、学校教育の柱の一つとして交流及び共同学習を位置づけており、交流及び共同学習を日常的に展開するために、以下の取組を行っている。

- ①個別の指導計画において個々の交流及び共同学習のねらいを明確にし、計画的に実施する。
- ②特別支援学級担任と交流学級担任間で十分な話し合いを持つ。児童の実態とねらいにあわせて、次週の交流する学習内容、方法、時間などを検討、調整する。
- ③休み時間や登下校など、日常的な生活の中での交流を推進する。
- ④学年便り、名簿、連絡網等は特別支援学級の児童にも配布し、特別支援学級での学習の様子も学年便りで知らせる。
- ⑤特別支援学級担任の担当学年を決め、学年部担当制をとり、連携を図る。
- ⑥保護者間の交流も積極的に推進し、地域としても交流及び共同学習を支える（学年懇談会、親子行事への参加等）。

年度当初には全職員での指導部会を設け、特別支援学級在籍児童一人一人の交流及び共同学習のねらいと活動場面について、また、諸帳簿の取り扱い等について、全教職員で共通理解を図っている。さらに、特別支援学級在籍児童を含めた年間の校外学習等の引率については全教職員が対応する形で計画している。

3. 対象児童への合理的配慮の実際

A小学校においては、上記の基礎的環境整備の状況に記載された取組によって、障害のある児童もない児童も、一人一人のニーズに基づいて安心して学習や学校生活ができる物理的環境、人的環境のベースが整えられている。ここでは、肢体不自由特別支援学級に在籍する児童のうち、通常の学級での交流及び共同学習が多い児童Cさん、主に特別支援学級で学習する児童Dさんへの通常の学級、または、全校や学年の行事場面におけるいくつかの具体的な支援の紹介を通して、合理的配慮の考え方を深めたい。

(1) 学習上又は生活上の困難さを改善・克服するための配慮【※合理(1)－1－1】

前述したように、A小学校では特別支援学級の児童、通常の学級で特別な支援が必要な児童に個別の指導計画を作成している。目標(めあて)については、保護者や児童自身にとっても意識しやすいわかりやすい言葉で記され、書式一枚に簡潔に書かれたものが共有されている。これらの目標の中には、個別の学習や特別支援学級における学習場面で行うものもあるが、交流及び共同学習の場面において友達や通常の学級の教員との関わりの中で学ぶべき事項が、具体的に挙げられていることが特徴的である。

Cさんの個別の指導計画の目標の一つに、「自分で身体の調子を考えて行動しよう」がある。具体的な内容としては、「体調が悪い時には自分から周りの人に話す」「校外学習での活動計画を見て自分で参加の仕方を考える」「体育の授業で身体の調子を考え自分でセーブしながら活動する」が挙げられている。例えば、遠足の際は、近所の公園までの行き方と帰りをCさん自身で考えて選択している(自分の足で縦割り班の友達と一緒に歩くのか、それとも、特別支援学級の一部の友達や教員と一緒にタクシーに乗るのか)。

一方、Dさんの目標の一つには「日常的に必要な周辺生活の処理に自分で取り組み、一人でできることを増やしていこう」があり、具体的な内容の一つとして「友達と協力しながら、掃除の仕事や委員会の仕事(手洗いの石けん水を補充する)を自信を持って最後までする」等、交流及び共同学習場面で取り組む内容が具体的に記されている。また、「自分の思いや要求を言葉を使って相手に伝えよう」という目標については、特別支援学級における学習場面で行っていることを、6年生の交流及び共同学習の場面でも教員や周りの友達から支援を受けながら取り組んでいる様子が見られた。

このように、社会生活を送る上で必要な知識、態度、習慣等が、友達との日常の社会的な関わりの中で身につけることができるよう、配慮が行われている点に注目したい。

(2) 学習内容の変更・調整【※合理(1)－1－2】

肢体不自由のある児童については、体育科の学習や、体育的内容の行事等において、児童の実態に応じた変更・調整を行うことが多々ある。例えば、普段の体育は6年生の通常の学級で学習しているCさんも、プール指導については、特別支援学級の友達と一緒に、人数的にゆとりのある環境で、動きの面のニーズに応じた指導を受けているということであった。この他、ソフトバレーボール、運動会の徒競走における、Cさん、Dさんの具体的な参加の仕方や支援について挙げ、A小学校における学習内容の変更・調整についての考え方を紹介したい。

6年生全体でソフトバレーボールを行う行事の際、Dさんは、車いすで得点係として参加し、また友達の応援をしていた。Cさんについては、チームの一員としてゲームに参加していた。Cさんのような軽度の肢体不自由がある児童の場合、サーブしたボールがなかなか相手コートに入らない、という難しい場面が考えられる。体育の教員によると、このような場合、初めからCさんのみに「前からサーブしてもよい」という特別ルールを作ることにはしない、という。まずは、全員の児童が対象のルールを作ること考える。例えば、「1回目のサーブはコートの線の後ろから通常ルールどおり行う。もし、それが相手コー

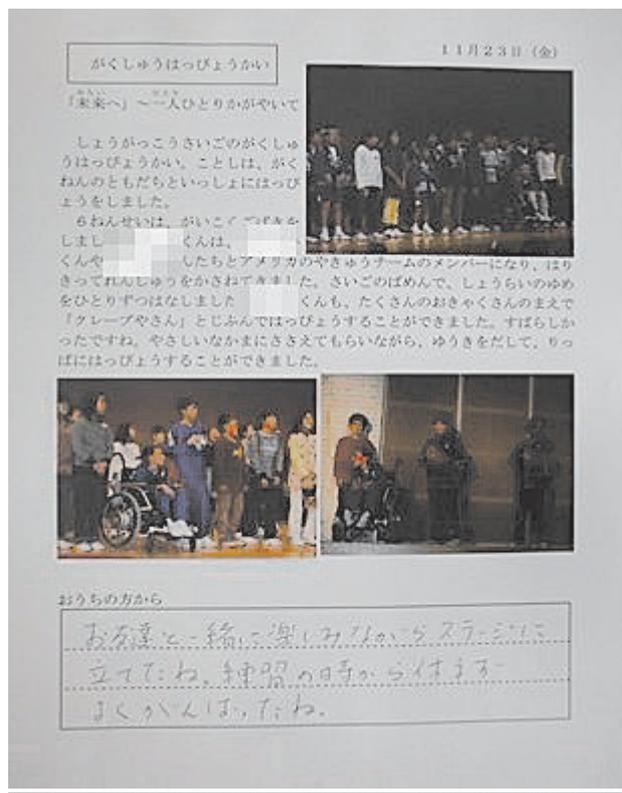


写真4 Dさんの行事参加に関する特別支援学級担任からの評価

(3) 情報・コミュニケーションの配慮【※合理(1) - 2 - 1】

Cさんについて、通常の学級で学習する際の座席の位置が黒板に向かって右側前方である。右目は視力がなく左目は0.5-0.7程度、右耳がきこえにくいため、本児が左側から情報を得ることができるよう、配慮を行っている。また、この座席の位置からは、授業等で大きなモニターを使用する場合も、Cさんが情報を得やすい位置になる。

(4) 学習機会や体験の確保【※合理(1) - 2 - 2】

A小学校では、交流及び共同学習を学校教育の柱の一つとすることによって、障害のある児童も障害のない児童と共に、様々な学習機会を持ったり体験を行ったりしている。当該学年での交流及び共同学習の活動以外にも、学校の全児童で1年生から6年生までの縦割りの交流班を構成して、時間割の中で定期的な学習活動を行っている。縦割り班での活動の一つに、児童らで役割分担し遊びの計画を立てて行う遠足(年3回実施)がある。

1回目に学校訪問した日は、縦割り班の遠足当日で、児童らは4校時から、縦割り班毎に歩いて近所の公園に向かった。肢体不自由のある児童の中には教員とタクシーで現地に向かう児童もいた(Dさんはこの日は欠席だったが、参加であればタクシーに乗ることになっていた)。縦割り班では、肢体不自由のある児童の車いすを誰かが押したり話しかけたりするなど、肢体不自由特別支援学級の児童が独りになることはなく、友達と楽しそうにコミュニケーションをとっていた。お弁当の後の遊びの時間では、「はないちもんめ」「草ずもう」等、班で考えた遊びを行い、特別支援学級の児童も自然に遊びに参加していた。車いすに乗っていないCさんは、友達と楽しく走り回って、どこにいるかわからないくら

いに溶け込んでいた。最後に全員で集合してまとめをする場面では、特別支援学級の児童も縦割り班の中で教員や友達の話の聞いていて、Cさんが、教員の質問に手を挙げて、とても誇らしげな表情で発表する場面が見られた。

この遠足の事前学習として、数回、縦割り班で集まり、遠足で行う遊びの相談をしたり、それぞれの目標を決めたりするなどの学習活動を行っている。6年生はリーダー、5年生はその補佐役や低学年の世話役、1年生は〇〇係など、年齢や発達段階に合わせた役割分担を行い、それぞれの目標設定を行っているとのこと。特別支援学級の児童も同様に役割を担っている。



写真4 1年生から6年生までの縦割り班で行う遠足で班で決めた遊びを行っている様子

(5) 心理面・健康面の配慮【※合理(1)－2－3】

心理面の配慮の例として、CさんとDさんの給食の時間の過ごし方の違いを述べたい。

A小学校では、給食はランチルームに一堂に会し、クラス毎にグループを作って食べる。主に特別支援学級で学習をしているDさんは、給食を通常の学級の6年生のグループに入って食べている。Dさんにとって、給食の時間は、朝の会等と並んで、通常の学級の友達と過ごす時間であり、日常的な交流及び共同学習の大切な機会である。

一方、通常の学級で交流及び共同学習が多いCさんは、給食の時間になると、特別支援学級の友達がグループで集まって食べているところに「ただいま」と帰ってきて、そこで楽しそうに特別支援学級の友達や教員と話しながら食べる。養護教諭の話では、Cさんにとって、通常の学級は頑張る場所で、仲間のいる特別支援学級は、家に帰ってきたようにリラックスし、心のよりどころになる場であるように見える、とのこと。同じような困難さを体験している特別支援学級の友達との交流が、Cさんの心理面には大きな役割を果たしていて、それがあから通常の学級でまた頑張ることができる、という見解であった。

(6) 専門性のある指導体制の整備【※合理(2)－1】

DさんはA小学校卒業後、近隣の県立特別支援学校(肢体不自由)の中学部に進学することになっている。Dさん自身が特別支援学校を見学に行く等の移行に向けての支援が行われているほか、特別支援学校からも、教材や指導などについての情報を得ている。

4. 取組の成果と課題

A小学校の教職員への聞き取りや教職員による実践報告、授業場面の観察等によって得られた情報から、本事例の取組の成果について3点を挙げる。

(1) 交流及び共同学習の充実

A小学校の事例の取組の成果として、教育の柱の一つとして掲げている交流及び共同学習の充実を取り上げたい。障害のある児童にとっても、障害のない児童にとってもこの取組には大変大きな意義がある。

A小学校では、障害のある児童が、同学年の児童と同様の学習機会を持ったり体験を一緒に行ったりする中で、その学年の学習内容を学んだり、帰属意識や自己肯定感をもったり、社会的なスキルを身につけたりすることが、当たり前のことのように行われている。そのような学校環境において、障害のある児童はのびのびと自分の持てる力を発揮しながら学んでいるように見受けられ、学習面や社会性の面でその児童なりの成長を見せている。

障害のない児童にとっても、障害のある友達との学びの場が当たり前のものとして受け止められている。訪問時は、通常の学級の児童が七夕の短冊をもって特別支援学級に訪れ、「〇年生の七夕飾りを作るので、〇〇ちゃんのお願いごとを書いてください」と特別支援学級児童に短冊を手渡す場面があった。A小学校の通常の学級の児童は、「私たちの学年は〇人です」と当たり前のように特別支援学級の児童を入れた人数で答えるという。特別支援学級担任は、通常の学級の児童について、「同じ学年の仲間として特別支援学級の友達の学びの姿やがんばりを認めることができている」「身体が不自由だから、車いすを使用しているからできないと考えるのではなく、どうやったらできるだろうと案を練り、DさんにはDさんの活動の仕方があることを理解できている」と語っていた。さらに、このような児童の受け止め方は、通常の学級の担任が、同じ学年の児童として特別支援学級在籍児に関わっていることの影響がとても大きい、と分析している。

A小学校では地元出身の保護者が多く、自身も小学校時代に障害のある友達と共に学んでいた経験を持つ保護者が少なくないということである。教職員から「地域の方々が、自分たちの文化として本校の交流学習を支えている」という声もあった。

これらのことはA小学校が長年実践してきた交流及び共同学習の成果であり、さらに、学校がこの価値を地域に発信する場として機能している、ということを示す貴重な事例と言える。

(2) すべての児童・保護者が安心できる学校環境

この学校には学校不適応の児童が少ないと言う。これは、A小学校の教職員や支援体制が、障害のある児童だけでなく、一人一人の児童のニーズ（顕在化しているもののみならず、潜在化しているものも含め全部）に気を配り、対応していることの成果であろう。すべての児童にとって、安心して学ぶことのできる、また、自分の居場所がある学校環境が整備されており、これは交流及び共同学習による成果とも深い関連があると推察する。

個に応じた指導や学びの場が、個々の児童のニーズや保護者の意向に基づいて柔軟に検討・対応されていることについては前述した。入学当初、保護者の意向で通常の学級在籍となったが年度途中で特別支援学級（知的障害）の在籍に変わったケースでは、保護者が、他の特別支援学級在籍児童の学習の様子等（主に通常の学級で支援を受けながら学んでいる）を見て、在籍変更を安心して納得したことが大きかったという。児童にとって安心して学べる学校環境は、保護者にとっても安心できる学校環境であると言える。

(3) 「特別」ではない特別支援教育の浸透

上記の二点が成立している要件として、A小学校において校内の基礎的環境整備が大変充実していることが挙げられよう。通常の学級に在籍する気になる児童の情報が教職員間で共有され、必要に応じて個別の指導計画が作成されている状況からは、特別支援教育がA小学校に浸透していることが見て取れる。

しかしながら、A小学校の事例において重要と思われる特徴は、特別支援教育が「特別」なものとして意識されていないことであろう。教職員が児童一人一人の学習の状況や心理的側面に気を配り支援のニーズについて高いアンテナを張っている様子は、特別支援教育が導入される以前から通常の小学校教育として大事にされていた、交流及び共同学習、教育相談、授業研究等の取組がベースとなっているように思われる。特別支援教育の視点が、小学校に元からあった視点や文化と融合し、交流及び共同学習のさらなる充実につながっていることが推察される。

一方、特別支援教育の比較的高度で技術的な専門性に関する外部との連携については、特別支援学級担任からの悩みも聞かれた。特別支援学級に在籍する児童が通っている療育センターや、進学する予定の特別支援学校との情報共有等も行われているものの、指導に関する専門的なアドバイスが得たいとき（例えば、肢体不自由児のパソコンの活用等）に、気軽に相談ができる機会が少ないとのことである。広域での専門性のネットワークづくり、センター的機能の活用、一貫した支援の連続性等も含め、今後の地域における課題であろう。

5. 本事例の考察

本事例で整理したA小学校における基礎的環境整備や合理的配慮について、研究の立場から考察する。教育委員会や学校現場にとって参考となる知見、及び今後の研究への示唆として、6点について述べる。

1点目は、学校内における専門性のある支援体制づくりの方策である。本事例は、学校の規模が比較的小さく、言語の通級指導教室と特別支援学級を4学級設置した学校であるため、特別支援教育にかかわる教員が比較的多いこと、特別な支援の必要な児童が学校の中で少数派ではないこと等、専門性のある指導体制が比較的整備されやすい状況があると思われる。また、A小学校には県立の特別支援学校での勤務経験者や、特別支援学校の教員免許を有する教員が多いことも、専門性のある支援体制をつくることができた要因として大きい。なお、専門性を生かした人事や仕組みづくりは、市のみでなく県レベルなど、広域で考慮する必要性が示唆される。

2点目は、小学校教育における専門性の重要性である。前述したように、A小学校においては、特別支援教育が「特別」なものでなく、障害に限定しない様々なニーズのある児童がいる小学校において、必要な専門性の一つとして意識されているように感じた。教育相談、授業改善、学級経営等の取組は、どの小学校においても行われる小学校教育の専門性であり、そこを基盤にして特別支援教育の専門性が生かされている、という構図が考えられる。

3点目は、2点目と関連するが、基礎的環境整備と合理的配慮の相互作用である。A小学校の事例では、基礎的環境整備の中でも、特に、学校の文化として交流及び共同学習が推進され、結果的に、個に応じた指導や学びの場の設定による特別な指導を柔軟に行うための、教員の連携や校内体制が細やかに整えられていた。このことは、障害の有無にかかわらず児童一人一人の学習保障や支援ニーズ等への教職員の意識の高さとして表れ、個に焦点をあてた合理的配慮が提供されやすい状況につながっているように思われる。また、A小学校のような基礎的環境整備が充実している学校では、障害のある児童が生活・学習するうえでの自然な支援が周囲から豊富に得られるため、必要な合理的配慮も精選されピンポイントですむ状況が生じていることが推察される。

4点目は、学習内容の変更・調整（肢体不自由のある児童のソフトバレーボール、運動会での徒競走への参加）に関わって「その児童にとって何を合理的配慮とするか」の議論が、A小学校で行われていたことについてである。比較的軽度の肢体不自由のある児童のソフトバレーボールへの参加にあたって、「はじめから一人のための特別ルールを作るのではなく、まずは、全員の児童を対象としたルールを考える」ことで、「他の多くの児童にとっても自分のペースで参加できやすい環境を整える」という考え方は、学習のユニバーサルデザインの考え方にも通ずるものである。合理的配慮と学習のユニバーサルデザインの関連は、今後研究が必要なテーマであろう。また、「徒競争の距離をどの程度短縮するか。勝ったとき負けたときの点数をどうつけるか。」という議論も興味深い。障害のある児童の持つ力と周囲の児童の持つ力とのバランスを考え、当該児童が他の児童と平等に教育を受ける権利を享有しながら「均衡を失しない」配慮はどの程度なのかを検討する過程であり、これは合理的配慮の考え方の根幹とつながる。このような議論が行われるA小学校の教職員集団としての専門性の高さを思う。

5点目であるが、目標設定や評価の方法について、さらなる情報収集や検討が必要である。A小学校では学校全体でポートフォリオを用いた評価を行い、評価方法についても各

児童に応じた変更・調整を行っていた。児童自身が意識しやすい目標設定や自己評価の組み入れ方等、児童一人一人が自らの課題を意識して学習に取り組むためのツールは、様々な異なる学習課題を有する児童が学習の場を共有するにあたって、今後参考になると思われる。

6点目、本事例は、肢体不自由のある児童の合理的配慮の事例として紹介したが、この学校には知的障害及び情緒障害の特別支援学級も設置されており、肢体不自由のある児童と同様に通常の学級における交流及び共同学習の充実した取組を行っている。障害種に関わらず共通している基礎的環境整備や合理的配慮についての考え方が、学校としての取組のベースとなっていることを示唆する事例でもある。様々な支援を要する複数の児童が通常の学級で学習する場合に、学級として、また学校としてどのように対応するか、という課題に日々向き合っている教育現場は多いと推察する。本事例は、その観点からも大変参考になると思われる。